

令和7年度

大栄歴史文化学習館特別会計補正予算書(第2号)

北栄町

令和7年12月2日

議案第106号

令和7年度 北栄町大栄歴史文化学習館特別会計補正予算（第2号）

令和7年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年12月2日 提 出

北 栄 町 長 手 嶋 俊 樹

第 1 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般管理事業 (令和8年度分広告料)	令和8年度	1,667